

平成30年度運用（付利）結果のお知らせ《印字例》

$$\overline{T} \quad 1 \ 0 \ 5 \ - \ 8 \ 0 \ 1 \ 0$$

東京都港区西新橋1丁目6番21号

農 年 太 郎 様

カスタマバーコード欄

プリント管理番号欄

新制度の保険料や国庫補助に対して、平成30年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

令和元年6月25日

独立行政法人農業者年金基金

理事長 西 惠 正 公印

被保険者記号番号

X X X X X - X X X X X X X X X X

1. 付利額などのお知らせ

(単位：円)

		平成30年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	平成31年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業 者老 齡年 金	計	2,587.515	—	2,799.208	211.693
	保険料納付額	1,996.000	—	2,164.000	168.000
	付利額	591.515	—	635.208	43.693
特例 付加 年金	計	2,472.839	—	2,585.930	113.091
	国庫補助額	1,884.000	—	1,956.000	72.000
	付利額	588.839	—	629.930	41.091
合 計	計	5,060.354	—	5,385.138	324.784
	保険料納付額	1,996.000	—	2,164.000	168.000
	国庫補助額	1,884.000	—	1,956.000	72.000
	付利額	1,180.354	—	1,265.138	84.784

(注) 1. 特例付加年金は、受給要件を満たした場合(原則65歳に達し、かつ、経営継承等により農業を営む者でなくなる場合)に年金として支給されます。

2. 前年度末(修正後)欄には平成30年3月以前に遡及して被保険者資格の変更があった方に限り、変更後の前年度末付利額等が印字されています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

[illegible]

(裏面に、このお知らせの見方があります。)

○ 「付利額などのお知らせ」の見方

前年度末の額を表示する欄です。

前年度末以前に遡及して資格が変更され、前年度末の付利額等が修正された場合に使用する欄です。該当する方のみ数字が入ります。

保険料、国庫補助額、それらの付利額の累計額をお知らせする欄です。

今回の増減額をお知らせする欄です。前年度末の額が修正された場合には、修正後の額からの増減になります。

農業者老齢年金の原資になる保険料やその付利額についての欄です。

特例付加年金の原資になる国庫補助やその付利額についての欄です。
特例付加年金は、経営継承などの受給要件を満たした場合に支給されます。

農業者老齢年金と特例付加年金の合計欄です。

1. 付利額などのお知らせ

(単位：円)

		平成30年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	平成31年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者老齢年金	計				
	保険料納付額				
	付利額				
特例付加年金	計				
	国庫補助額				
	付利額				
合計	計				
	保険料納付額				
	国庫補助額				
	付利額				

付利額は、運用収入（運用コスト控除後）に制度上必要な調整等を加えた額を、個人ごとの期間中に運用した額の平均額に応じて、按分した額です。（付利額の算定方法を参照）

○ 「保険料の納付状況などのお知らせ」の見方

「保険料の納付状況などのお知らせ」では、年度中の保険料納付額や国庫補助額の増減、付利額の増減をお知らせします。

事項欄には、保険料の納付などの増減に関わる事項が、日付欄には、納付日や処理日などが表示されます。

保険料納付額欄と国庫補助額欄には、その増減額が、摘要欄には、必要な場合に補足する情報が表示されます。

ただし、前納保険料については、農業者年金基金が一旦お預かりして、毎月、保険料に振替えますので、12月の前納保険料額と年度末時点にお預かりしている残額を最後にまとめてお知らせしています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	摘要
H30. 3. 31	前年度末合計額	円	円	
H30. 4. 23	H30年 3月分保険料			
H30. 5. 23	H30年 4月分保険料			
H30. 6. 25	H30年 5月分保険料			
H30. 7. 23	H30年 6月分保険料			

区分	日付欄表示内容	事項欄表示内容	摘要欄表示内容
保険料の毎月納付	納付日	Hyy年mm月分保険料	
前納保険料を毎月末に保険料に振替	月末日	Hyy年mm月分(前納)	
保険料の遡及納付	納付日	保険料遡及納付	Hyy. mm~Hyy. mm分保険料
国庫補助の遡及助成	処理日	国庫補助追加	Hyy. mm~Hyy. mm補助分
保険料の還付	処理日	保険料還付	Hyy. mm~Hyy. mm分保険料
前納保険料の振替取消	処理日	前納保険料振替取消	Hyy. mm~Hyy. mm振替分
国庫補助返還	処理日	国庫補助返還	Hyy. mm~Hyy. mm補助分
資格の遡及変更等に伴う過年度付利額の調整	日付表示なし	過年度付利調整額	資格の遡及変更等に伴う調整
前年度末合計額	前年度末日	前年度末合計額	
当年度付利額	年度末日	Hyy年度付利額	Hyy年度運用分
当年度末合計額	年度末日	当年度末合計額	今回通知額
前納保険料の納付（金額欄はカッコ書き）	納付日	Hyy年分前納保険料	各月末に保険料に振替
前納保険料残高（金額欄はカッコ書き）	年度末日	前納保険料残高	Hyy. mm~Hyy. mm分残高

○ 付利額の算定方法

付利額の計算では、まず、全体の付利の原資になる額を決めます。この額は運用収入(運用コスト控除後)から、①前納保険料の割引額(0.1%相当)、②年金や死亡一時金を裁定した方への付利額、③年度末付利の対象者や給付を裁定した方の付利準備金繰入額、④年度末付利の対象者や給付を裁定した方の調整準備金繰入額などを調整したあとの額になります。

次に、個人ごとの保険料や国庫補助などの平均額(平均残高)に、付利利率を乗じて付利額を求めます。付利利率は、全体の付利の原資を全体の平均残高の合計額で割って求めるもので、平成30年度は年1.63%になりました。

平均残高は、月単位で計算を行い、毎月運用した額の年間の平均額に相当します。このため、毎月納付の保険料は、翌月23日を基準に納付され、翌々月1日から平均残高の算定の基礎になります。また、前納保険料の場合は、お預かりしている額から、毎月末日に、保険料に振替えますので、その翌月1日から平均残高の算定の基礎になります。

農業者年金加入者の皆様へ

令和元年6月

(独)農業者年金基金

皆様には、日頃より、農業者年金の運営にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

農業者年金の新制度では、年金裁定の際に、それまで皆様が納めた保険料とその運用収入の合計額（年金原資）に基づいて年金額を計算しますが、年金裁定までの間は、毎年3月末現在での年金原資の積み立て状況を農業者年金基金から皆様に直接お知らせしております。

今回のお知らせは、平成30年4月から平成31年3月までの1年間の農業者年金の運用結果と、加入されてから平成31年3月までの皆様が納めた保険料とその運用収入の積み立て状況をお知らせするものです。

（なお、旧制度に関する内容はこのお知らせには含まれておりません）

さて、基金では、皆様からお預かりした保険料やその運用収入について、国内外の債券や株式への分散投資を行っております。平成30年度の運用につきましては、+1.71%の運用実績となりました。

皆様への付利額につきましては、同封の「平成30年度 運用（付利）結果のお知らせ」をご確認下さい。

当基金が行っております年金資産の運用については、金融・経済情勢等の運用環境の影響により、短期的には、運用成績がプラスになる年やマイナスになる年がありますが、長期的な運用により安定した運用収益を上げることが期待されます。

今後とも安全で効率的な運用を基本とし、基金の役職員一同、一層尽力して参りますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【裏面に、今回のお知らせに同封した資料のご説明があります】

今回のお知らせに同封した資料についてご説明致します。

○農業者年金加入者の皆様へ（この資料）

当基金から加入者の皆様へのご挨拶とこのお知らせについての説明です。

○平成30年度 運用（付利）結果のお知らせ

新制度に関する平成30年4月から平成31年3月までの1年間の農業者年金の運用結果と、新制度に加入されてから平成31年3月までの皆様が納めた保険料やその運用収入の積み立て状況です。

○平成30年度の農業者年金の運用状況について

平成30年度の資産運用の結果と運用状況についての説明です。

○皆様からのご質問にお答えします

今回のお知らせに関して、加入者の皆様からよく頂くご質問などとその回答をまとめた資料です。

○被保険者の皆様へのお知らせ

保険料の前納納付（令和2年1月分から12月分までの保険料の一括納付）や口座振替日、所得税・住民税の節税等についてのご案内です。

平成30年度の農業者年金の運用状況について

資 産 運 用 の 実 績



みなさまからお預かりした保険料や国庫補助金等の資産を運用した結果、平成30年度末の運用収入は約39.5億円、収益率は+1.71%、時価総額は約2,351億円となりました。

平成30年度の資産運用実績

単位：百万円

資 産	運用収入	収益率（注1）	時価総額
国内債券	2,278	1.39%	165,413
国内株式	-1,243	-4.39%	27,972
外国債券	390	3.29%	12,168
外国株式	2,591	9.81%	28,639
短期資産	-64	-	943
合 計	3,953	1.71%	235,135

（注1）収益率は、期間中に発生した利息や配当収入、債券・株式の売買及び株価変動等による損益を含めた収益率（修正総合利回り）です。

（注2）短期資産の欄の数値は、信託報酬等を含めているため、収益率は表示していません。

（注3）四捨五入の関係で合計欄の数値が合わない場合があります。

<農業者年金の直近10年間の運用利回り>

単位：%

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
資 産	国内債券	1.66	1.58	2.12	2.57	1.07	2.16	3.41	-0.25	0.84	1.39
	国内株式	28.45	-8.24	2.47	24.62	19.84	30.30	-10.65	14.81	18.99	-4.39
	外国債券	0.57	-5.78	5.07	16.73	14.31	11.98	-2.75	-5.08	4.21	3.29
	外国株式	43.69	2.78	2.87	28.06	31.91	23.15	-8.46	14.41	10.95	9.81
全体		9.14	-0.06	2.36	9.62	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71

※直近10年間の運用利回りの平均は、年率4.60%です。

なお、新制度発足以降の17年間の運用利回りの平均は、年率2.82%です。

安全性に配慮した運用を行っています

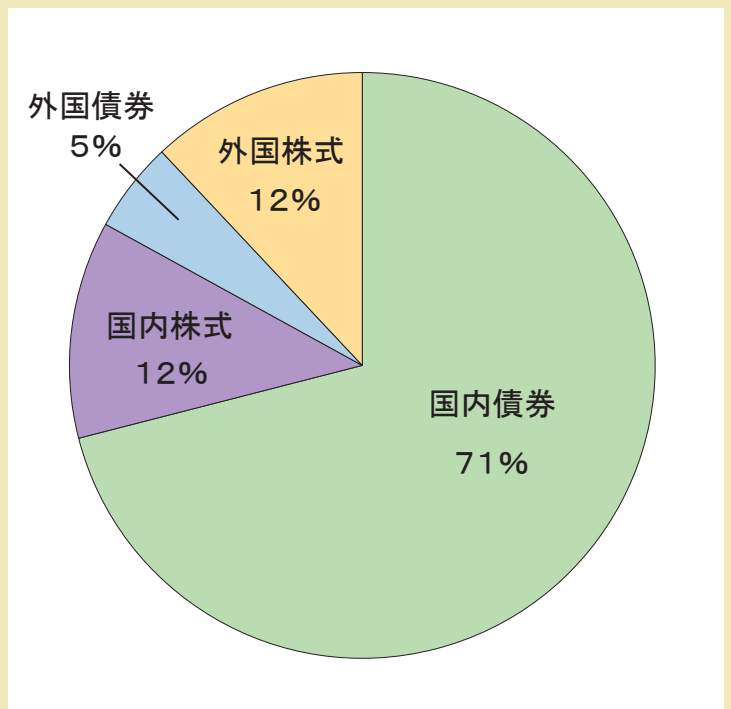
年金資産の運用は、長期的な視点から安全で効率的に行うことが大切なため、運用資産に対する投資割合などの運用の基本的な方針を定め、それに従って運用することが一般的です。

農業者年金では、年金資産の運用を安全かつ効率的に行うため、加入者のみなさまの資産と年金受給者の資産など、資産の性格の違いに応じてポートフォリオに区分して管理・運用を行っています。

このうち、加入者のみなさまの資産は「被保険者ポートフォリオ」で運用を行っており、右の円グラフのように、リスクを抑えるために資産の約7割を安全性の高い国内債券で運用し、さらにその一部を時価変動の影響を受けない満期保有とすることで、利回りの変動が大きくなるようにしています。

また、自家運用以外の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については、信託銀行に委託して運用し、市場平均並みの収益を目指す運用（パッシブ運用）を行っています。

農業者年金の資産構成割合（平成31年4月現在）



このような農業者年金基金の運用については、農林水産大臣の認可を得て策定した「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づいて行っております。

資金の運用の状況につきましては、このパンフレットでお知らせするほか、四半期ごとに農業者年金基金のホームページで公表しております。

平成30年度の付利について

運用の結果得られる収入等を、加入者のみなさま一人ひとりに配分することを「付利」といいます。

平成30年度末の付利では、以下の図のように、運用収入（約39億5千3百万円）から準備金繰入などに必要な金額（約3億5千2百万円）を引いて付利原資（約36億1百万円）を求め、これを加入者のみなさまごとの運用残高に応じて配分します。

具体的な配分額（付利額）につきましては、加入者のみなさまの運用額等に応じた額となりますので、このパンフレットに同封させて頂いた「平成30年度 運用（付利）結果のお知らせ」（付利通知）をご確認ください。

直近10年間の付利利率の推移

年 度	付利利率
平成21年度	8.09%
平成22年度	－0.08%
平成23年度	2.12%
平成24年度	8.72%
平成25年度	7.13%
平成26年度	8.03%
平成27年度	－0.76%
平成28年度	2.98%
平成29年度	4.42%
平成30年度	1.63%

運用収入 約39億5千3百万円

運用収入からの控除等 一約3億5千2百万円

- ・前納保険料割引額 一約2百万円
- ・裁定者への付利額 一約2千8百万円
- ・準備金繰入額 一約3億2千9百万円
- ・その他加算・控除等 約8百万円

付利原資 約36億1百万円

平成30年度中の運用額・運用期間に応じ
て付利原資を配分

平成30年度付利利率 1.63%

加入者ごとの付利額(付利通知に記載)



平成30年度運用（付利）結果のお知らせ《印字例》

〒105-8010
東京都港区西新橋1丁目6番21号

農 年 太 郎 様

カスタマーコード欄
プリント管理番号欄

新制度の保険料や国庫補助に対して、平成30年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

令和元年6月25日

独立行政法人農業者年金基金
理事長 西 恵 正 公印

被保険者記号番号
XXXXXX-XXXXXXXXXX

1. 付利額などのお知らせ (単位：円)

	平成30年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	平成31年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者年金				
計	2,587,515	—	2,799,208	211,693
保険料納付額	1,996,000	—	2,164,000	168,000
付利額	591,515	—	635,208	43,693
計	2,472,839	—	2,585,930	113,091
特例付加年金				
国庫補助額	1,884,000	—	1,956,000	72,000
付利額	588,839	—	629,930	41,091
計	5,060,354	—	5,385,138	324,784
合計				
保険料納付額	1,996,000	—	2,164,000	168,000
国庫補助額	1,884,000	—	1,956,000	72,000
付利額	1,180,354	—	1,265,138	84,784

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事 項	保険料納付額 (農業者年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	備 考
H30. 3. 31	前年度末合計額	円 2,587,515	円 2,472,839	
H30. 4. 23	H 30年 3月分保険料	14,000	6,000	
H30. 5. 23	H 30年 4月分保険料	14,000	6,000	

(注) 四捨五入の関係で数値が合わない場合があります。

専門家の意見

2018年度は、内外の株式市場が上下に大きく振れる環境でした。堅調な企業業績を受けて、内外株式は大幅に上昇、9月には日経平均株価がバブル期以来の高値を更新しました。良好な経済を背景に欧米長期金利は上昇。国内長期金利も、7月末に示された日銀による長期金利変動幅の拡大容認姿勢などを受け、小幅に上昇しました。10月、欧米長期金利の上昇が企業収益にマイナスに影響するとの見方などから、内外の株式市場は急落、欧米長期金利も低下しました。世界的な景気減速の懸念から、12月末にかけて株価はさらに下落しました。1月以降は、米中通商協議の進展への期待などが好感され、内外の株式市場は反転しました。債券市場は、世界的な景気減速懸念に加え、米国連邦準備制度理事会が利上げを急がない姿勢を示したことから、内外長期金利とも年度末にかけて低下を続けました。

農業者年金基金の資産運用は安全性を重視して、被保険者のためのポートフォリオでは、国内債券の保有比率を高め、比較的リスクの高い株式等にも分散投資されています。

債券と株式を組み合わせた運用を行う理由は、収益が上下に振れるタイミングが違う投資対象を組み合わせることで、資産全体で長期的に安定した運用収益が得られると期待されるからです。また、近年我が国の金利は超低水準となっており、過度に安全性を重視した運用では、かえって資産全体の収益低下につながる可能性があります。一般的に株式は短期的にみると、リターンの振れが大きくマイナスになることもありますが、長期的にみると債券を上回るリターンが期待されます。

農業者年金基金の資産運用は、制度の特性を勘案して策定された運用方針に基づき適切な運用が行われており、安全性と収益性のバランスを考慮しつつ、市場環境の変化に即した資産運用が実践されていることができます。

みずほ総合研究所株式会社 投資運用コンサルティング部

上席主任コンサルタント 川名 巨樹

みなさまへのお願い

農業者年金制度は、農業者なら広く加入できること、終身年金であること、税制上の優遇措置などメリットも多い制度です。

ご家族やご近所などの加入資格のある方で、まだ加入されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ加入を勧めていただきますようお願いいたします。

このパンフレットや付利結果のお知らせについてのお問合せは下記にお願いします。
なお、資金の運用の状況につきましては、このパンフレットでお知らせするほか、四半期ごとに農業者年金基金のホームページで公表しております。

独立行政法人 農業者年金基金 〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21

03-3502-3898 (資金部 企画課)

03-3502-3199 (専門相談員)

03-3502-3946 (業務部 適用・収納課)

ホームページアドレス <https://www.nounen.go.jp/>



皆様からのご質問にお答えします

今回お送りしました付利通知の内容について、加入者の皆様からよくいただくご質問とその回答をまとめましたので、ご覧ください。

Q：なぜ付利通知が送られてくるのですか？

A：納めた保険料やその運用結果などを確実にお知らせするためです。

農業者年金は、保険料や加入期間に応じて、事前に受け取る年金額が決まっている制度とは違い、皆様が納めた保険料とその運用収益を合計した金額によって受け取る年金額が事後に決まる制度です。このような年金制度を「確定拠出型」と言います。

確定拠出型の年金制度では、納めた保険料とその運用収益を合計した金額が将来受け取る年金額に大きな影響を与えます。このため、それぞれの加入者の方に保険料などの積み立て状況を毎年通知させていただいております。

Q：農業者年金から脱退したのですが、なぜ付利通知が送られてくるのですか？

A：年金を受け取るまでの間の運用結果等をお知らせするためです。

農業者年金においては、60 歳になられた方や途中脱退された方におかれましても、年金を実際に受け取るまでの間は、納められた保険料などが引き続き運用されておりますので、付利通知が送付されます。なお、脱退一時金をお支払いする制度はありません。

Q：マイナス運用への対応は何かありますか？

A：65 歳の年金裁定時に納付保険料の総額を確保するための仕組みがあります。

農業者年金には、付利を安定的に行うため、一定水準以上の運用成績が得られた場合に運用収入の一部を留保して、付利準備金として積み立てる仕組みがあります。

今後、65 歳で年金裁定を受ける際に、運用環境が極めて厳しく、付利累計額が最終的にマイナスとなった場合でも、納付した保険料の総額が可能な限り確保されるよう、付利累計額のマイナス分を付利準備金で補うことができるようになっています。

Q：マイナス金利政策が続いていますが、農業者年金の運用は大丈夫なのですか？

A：マイナス金利に対し、運用利回りを確保するなどの工夫を行っています。

日本銀行のマイナス金利政策の影響もあり、国債の利回りが低い状況が続いています。基金では、債券の金利や株価、為替が変動することを前提に、各投資対象資産のリスクとリターンの特性を踏まえた最適な資産構成割合（政策アセットミクス）を定め、その構成割合を維持するように分散投資を行っています。

国内債券の運用については、次の工夫をしています。

委託運用においては、平成 30 年度より当面の間、一定の利回りは確保しつつ、金利上昇が起きた場合のリスクに備える運用を行うこととしました。

自家運用においては、引き続き、マイナス利回りの債券の購入を行わないこととしています。

今後とも、市場の状況を注視し、その時々で取り得る最善の対策を講じるように努めてまいります。

Q：旧制度の年金額等について知りたいのですが。

A：農業委員会またはJAの窓口にお問い合わせください。

旧制度の年金額等についてお知りになりたい方は、お手数ですが、農業委員会又はJAにご本人確認ができるものをお持ちの上、お問い合わせください。

なお、旧制度の概要についてのお問合せは、基金の専門相談員でも受け付けております。

被保険者の皆様へのお知らせ

保険料の積み重ねで、安心して豊かな老後の備えを

農業者年金は個人ごとの積立方式の年金です。

納付された保険料は、将来、ご自身が受け取る年金の原資として積み立てられます。

そして、将来、納付された保険料総額とその運用収入を基礎とする農業者老齢年金を受給することとなりますので、保険料を多く納めれば老後の年金給付はその分大きくなります。

<重要> 国民の祝日に関する法律の一部改正に伴うお知らせ

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）の一部改正に伴い、令和元年（2019 年）5 月 1 日より、天皇誕生日が 12 月 23 日から 2 月 23 日へ変更となります。

したがって、本年 12 月の振替日は、12 月 23 日（月）となりますので、口座の残高不足が生じないように、ご注意ください。

以下の点にもご留意いただくようよろしくお願いいたします。

◎前納納付制度について

前納納付制度を活用すると、令和元年（2019年）12月23日（月）に翌年1年間分の保険料を一括納付することができます。保険料が若干割引となります。

一括納付への変更を希望される場合は、11月15日までに手続きが必要となりますので、お早めに J A の農業者年金窓口にお問合せ願います。

翌年1年間分の月別の納める保険料が既に決まっている方が対象となる制度ですので、ご活用下さい。

◎通常加入の保険料額は自由に設定できます

通常加入で毎月納付の方の保険料の額は、月額2万円から6万7千円まで千円単位で、いつでも保険料の額を変更することができます。

前納納付の場合は、11月15日までの手続きで翌年分の保険料から変更できます。

手続きについては、J A の農業者年金窓口にお問合せ願います。

◎毎月納付の口座振替は毎月23日です

毎月納付は、毎月23日（金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日）に保険料をご指定の J A 貯金口座から自動振替を行います。

口座の残高不足が生じないように適切な口座管理をお願いします。

◎確定申告の際、証明書の添付は不要です

農業者年金の保険料は、確定申告の際に保険料の支払証明書を添付する必要がありません。納付した保険料額を確定申告書に記入することで社会保険料控除が受けられます。(所得税法第120条第3項第1号)

納付した保険料額の確認については、保険料引落口座の通帳を確認いただくか、お近くのＪＡの農業者年金窓口においても確認できます。

◎所得税・住民税が節税できます

納付された保険料の全額が社会保険料控除の対象となっていますので、所得税の確定申告の際に所得金額から控除を受けることができます。(所得税法第74条)

なお、保険料を前納納付制度により一括納付した場合は、支払った年、又は翌年のどちらかを選んで控除を受けることができます。

◎12回連続して口座振替ができなかった場合は振替を停止します

保険料の口座振替が連続して12回できなかった場合は、翌月から口座振替を一旦停止します。

振替停止後、口座振替再開を希望する場合は、ＪＡの農業者年金窓口で手続き願います。

また、連続した振替不能が5回目、10回目に達した翌月には、それぞれ達した旨のお知らせを該当する方に送付します。

◎住所変更、加入資格要件等の変更

基金からの大切なお知らせが届かなくなりますので、住所変更された場合は必ず、ＪＡ、又は農業委員会に届出をお願いします。

また、農業者年金の加入資格要件等に変更があった場合（厚生年金に加入した、後継者等に経営を移譲したなど）はＪＡ、又は農業委員会にお問合せ願います。

農業者年金基金では、マイナンバー法に基づき地方公共団体情報システム機構に対して農業者年金加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。

収録した加入者のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務についてのみ利用し、適正に保管・管理いたします。

お問合せ先
〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21
独立行政法人 農業者年金基金
業務部 適用・収納課
Tel03-3502-3946・3944